

浜松市消防音楽隊定期演奏会パンフレット広告事業者募集要領

1 事業目的

浜松市消防局にて実施する「浜松市消防音楽隊第29回定期演奏会」において、来場者に配布するパンフレットに企業広告を掲載することにより、消防・防災の普及啓発並びに地域経済の活性化を図ります。また、広告掲載により得られる収入を市民サービスの向上に活用します。

2 事業概要

(1) 内容：浜松市消防音楽隊第29回定期演奏会

(2) 場所：アクトシティ浜松 大ホール
(大規模使用、席数2,336席)

(3) 実施日：令和8年2月14日(土)

(4) 発行枚数：2,400部

※観客配布分2,336部を除く64部は、本事業に係る企業等への説明用に使用する。

3 掲載可能な広告等の範囲

広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザインの範囲は、浜松市広告掲載要綱(平成25年4月1日施行)第4条及び浜松市広告掲載基準の規定に準ずることとし、併せて、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 浜松市税に未申告及び滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を制限されていないこと。

(3) 「浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要領」をはじめ、全国の行政機関において入札参加停止期間中でないこと。

4 広告の掲載位置

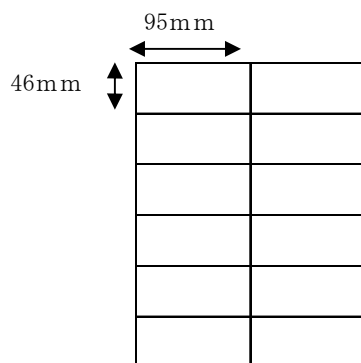
「浜松市消防音楽隊第29回定期演奏会」パンフレット中(表紙及び裏表紙を除く。)。ただし、1/2ページ枠広告を応募し、かつ、裏表紙への掲載を希望した広告主のうち、希望価格が最も高い順から2広告主を選定し、裏表紙に掲載することができるものとします。

5 広告の仕様及び広告掲載料

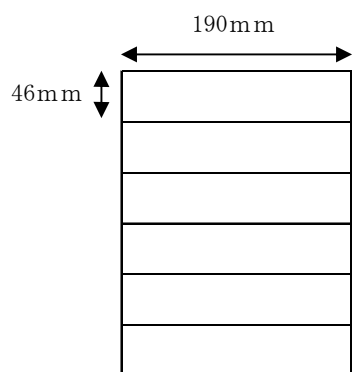
A4両面・モノクロ印刷(ただし、裏表紙の広告は2色刷り)とし、次のいずれかのうちスペースに収まる大きさに作成すること。(余白等のスペースにより、若干大きさが増減する可能性あり)

(1) 広告の種類

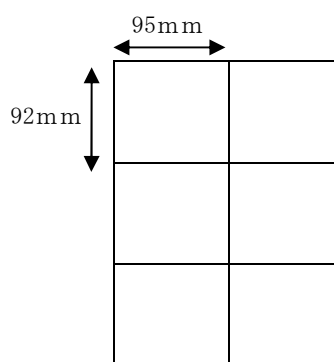
ア 1/12ページ枠広告(縦46mm×横95mm) 3,000円(消費税込み)



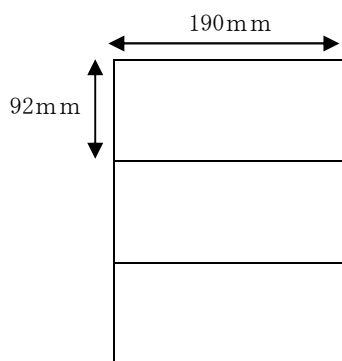
イ 1／6ページ枠広告（縦46mm×横190mm）又は（縦92mm×横95mm） 6,000円（消費税込み）



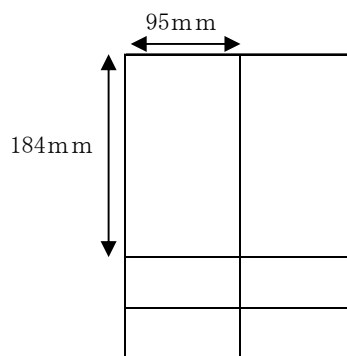
又は



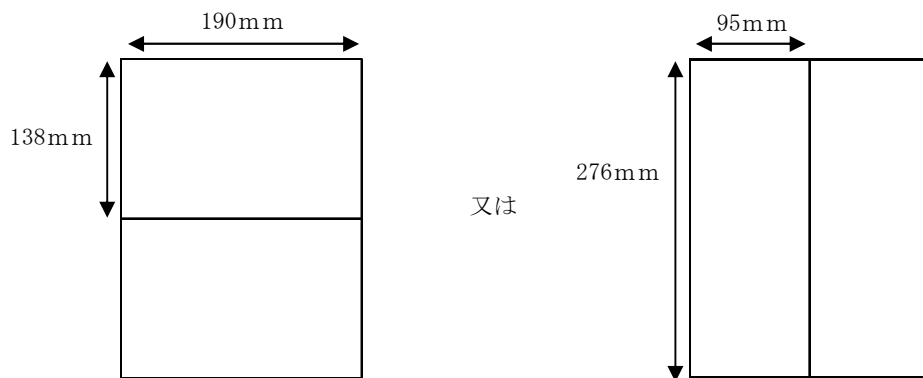
ウ 1／3ページ枠広告（縦92mm×横190mm）又は（縦184mm×横95mm） 12,000円（消費税込み）



又は



エ 1／2ページ枠広告（1広告×6枠、縦138mm×横190mm又は縦276mm×95mm） 18,000円（消費税込み）。ただし、裏表紙への広告掲載を希望し広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者の広告掲載料は、当該者の希望価格とするが、浜松市長（以下「市長」という。）が最低価格を定める。



(2) 文字について

フォントは環境により異なるため、必ずアウトライン化すること。

(3) 広告枠の罫線

0. 1 5 mm程度の黒色の罫線で広告枠を囲むこと。

6 広告掲載希望者の募集

広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとし、公募とともに、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載案内による募集をすることができるものとします。

7 応募方法

応募にあたっては、次のことに留意してください。

(1) 募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年11月14日（金）まで

(2) 受付時間

平日（月曜日から金曜日）の午前9時00分から午後5時00分まで

※祝日を除く。

(3) 提出方法及び提出先

期間内に以下の方法で提出してください。

提出方法		提出先	備考
①	直接	12「担当窓口」記載の住所	
②	郵送		11/14 消印有効
③	インターネットメール	12「担当窓口」記載のEメールアドレス	
④	電子申請	インターネット（Graffer）	HPにQRコード記載

※①又は②での提出物は、封筒に社名を記載して封印した状態で提出してください。

（割印不要）

(4) 提出物

ア 掲載広告データ（メール又は電子媒体（CD 又は DVD に限る）で送付してください。）

- イ 会社概要（パンフレット等、会社の概要が分かる資料）
- ウ 広告企画書（第1号様式）
- ※ AI ファイルの電子データはPDFへ変換して送付してください。
- ※ 電子申請で提出した場合の提出物については以下の通りです。
 - ア 掲載広告データ：電子申請ページでデータの添付が可能です。
 - イ 会社概要：電子申請ページでデータの添付が可能です。
 - ウ 広告企画書：電子申請での提出の場合、作成は不要です。

8 選定方法

(1) 選定基準

広告掲載の可否の決定は、浜松市広告掲載要綱第4条の規定に基づき、浜松市広告審査委員会の協議を経て、浜松市長が行います。

ア 裏表紙以外

広告掲載希望者数が掲載枠を超える場合は、申込仕様の広告枠が大きいものを優先し、抽選により決定します。

イ 裏表紙

広告掲載希望者数が掲載枠を超える場合は、金額の高いものを優先します。また、同額の場合は、抽選により決定します。

(2) 可否の決定

市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果並びに掲載内容及び条件等について浜松市広告掲載決定通知書（第2号様式）又は浜松市広告非掲載決定通知書（第3号様式）により広告主に通知します。

(3) 選定の公表

選定した広告主へは前「(2) 可否の決定」にて通知します。
なお、審査の経緯の公表はしません。

9 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとします。
- (3) 第三者から広告に関連して損害を被ったという申立てがなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとします。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 掲載可能な広告等の範囲要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 募集要領で示された提出期日、提出方法、提出物に適合しない書類の提出があった場合

11 その他

掲載決定後にイベントが中止となった場合、決定は無効とし、広告料の支払いが完了している者については、広告料を全額返金します。

12 担当窓口

浜松市消防局 消防総務課 企画調整グループ

〒430-0905

浜松市中央区下池川町19番1号 消防局5階

電話 053-475-7524

Eメール hfdsoum@city.hamamatsu.shizuoka.jp